

岩手県医療局管理規程第2号

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	職	区分	職
一般公舎	院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、部次長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、科医長、地域診療センター長、診療所長、医師、事務局長、 <u>事務長</u> 、看護部長、総看護師長、薬剤部長、薬剤科長、本庁の総括課長以上の職及び局長の指定する職	一般公舎	院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、部次長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、科医長、地域診療センター長、診療所長、医師、事務局長、看護部長、総看護師長、薬剤部長、 <u>薬剤科長</u> 、本庁の総括課長以上の職及び局長の指定する職
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。